

## 砂川市地域防災計画の修正要旨

災害対策基本法等の改正  
(H26. 6、H26. 11、H27. 5、  
H27. 7、H27. 9、H28. 5)

防災基本計画（国）の修正  
(H26. 11、H27. 3、H27. 7、  
H28. 2、H28. 5、H29. 4)

北海道地域防災計画の修正  
(H26. 3、H27. 6、H28. 5、  
H29. 5)



- 東日本大震災で得られた教訓や国の防災基本計画の修正を踏まえ、地震・津波対策を中心とした防災対策全般を拡充するなど、適宜、北海道地域防災計画が見直された。
- 平成28年の熊本地震や台風10号を踏まえ、支援物資の輸送や市町村への支援体制、市町村の災害対応能力の向上、住民に対する避難行動のあり方について防災基本計画やガイドラインが改正された。
- 災害対策基本法等の改正や防災基本計画の修正に伴い、北海道地域防災計画が見直された。  
(H26. 3、H27. 6、H28. 5、H29. 5)

上記の背景に伴い、北海道地域防災計画は頻繁に修正が行われており、砂川市地域防災計画についてはH25. 5月の修正分まで反映されてきました。この度の修正ではH26. 3月分及びH27. 6月分、H28. 5月分、H29. 5月分の北海道地域防災計画を反映した形としています。

砂川市地域防災計画の主な修正事項

1 本編の主な修正事項

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	● 標題を「計画の効果的推進」から「計画推進に当たっての基本となる事項」に変更
	第4節 用語	● 「用語」の追加や内容整理
	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	● 北海道農政事務所の事務について修正 ● 札幌管区気象台の事務について修正 ● 市町村の事務等に住民の自発的な防災活動の促進を追加 ● 砂川地区広域消防組合及び消防団の事務等に自主防災組織の充実を追加
	第7節 住民及び事業者の基本的責務等	● 標題を「住民及び事業所の基本的責務」から「住民及び事業者の基本的責務等」に変更 ● 住民の責務について、生活必需物資の備蓄をはじめ、自らの身の安全を守る行動、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、市、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力等、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与を追加するなど「自助」「共助」の観点から整理 ● 災害時要援護者を要配慮者又は避難行動要支援者に修正 ● 災害緊急事態の布告があったときの協力について追加 ● 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進について追加 ● 住民運動の展開について各主体が連携した運動展開に向けた内容に整理
第2章 砂川市の概況	第1節 自然条件	● 砂川市の面積 78.69 km <sup>2</sup> を 78.68 km <sup>2</sup> に修正
第3章 防災組織	第3節 本部の配備体制	● 本部の配備基準の配備要員について修正
	第5節 気象業務に関する計画	● 「市から各関係機関への通報及び住民への周知」の中で避難情報の名称変更（「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に変更。（以下、各章で同様に変更）
第4章 災害予防計画	(冒頭)	● 科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえた改善について追加 ● 関係機関とのコミュニケーションと信頼感の醸成について追加 ● 市、道及び国による災害応急対策及び災害復旧に資する事業者との協定等の協力体制構築について追加
	第1節 災害危険区域及び整備計画	● 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所から急傾斜地崩壊（崖崩れ）危険箇所に語句修正 ● 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を表内へ分割
	第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	● 災害時要援護者を要配慮者に修正 ● 普及方法に SNS を追加
	第4節 物資及び防災資機材の整備・確保に関する計画	● 食料・生活必需物資の調達の文言整理 ● 協定締結先の整理
	第5節 相互応援（受援）体制整備計画	● 標題を「相互応援体制整備計画」から「相互応援（受援）体制整備計画」に変更 ● 応援・受援体制を明確化するとともに、具体例を追加 ● 第5章広域応援・受援計画との間で平常時の取組と災害発生時の取組について整理 ● 平常時からのボランティアとの連携及び災害時におけるボランティア活動の環境整備について追加
	第6節 自主防災組織の育成等に関する計画	● 災害時要援護者を要配慮者又は避難行動要支援者に修正 ● 避難所の運営について追加

章	節	主な修正内容
	第7節 避難体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定緊急避難場所の指定、確保等について追加</li> <li>● 指定避難所の指定、確保等について追加</li> <li>● 防災マップ、ハザードマップ等の作成及び住民への周知について記載</li> <li>● 要配慮者利用施設の災害に関する具体的計画作成について記載</li> </ul>
	第8節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人の避難誘導體制の構築に努めることについて記載</li> </ul>
	第9節 情報収集・伝達体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え衛星携帯電話など情報連絡体制の確保について記載</li> </ul>
	第10節 建築物災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模盛土造成地におけるマップや宅地の耐震化について記載</li> </ul>
	第16節 土砂災害の予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文言の整理及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」土砂災害編に合わせた整理</li> <li>● 災害時要援護者を要配慮者に修正</li> <li>● 土砂災害警戒区域における警戒避難体制を市防災計画に定めることを追加</li> <li>● 避難勧告等を発令する対象区域を表中に追加</li> </ul>
	第19節 業務継続計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● BCP（業務継続計画）について記載</li> </ul>
第5章 災害応急対策 計画	(第5章の構成の変更)	第1節 情報収集・伝達計画 第2節 災害情報通信計画 第3節 災害広報・情報提供計画 第4節 避難対策計画（第5節から移動） 第5節 応急措置実施計画（第4節から移動） 第6節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画（第30節から移動） 第7節 広域応援・受援計画（第31節から移動） 第8節 ヘリコプター等活用計画（第29節から移動） 第9節 救助救出計画（第6節から移動） 第10節 医療救護計画（第17節から移動） 第11節 防疫計画（第18節から移動） 第12節 災害警備計画（第7節から移動） 第13節 交通応急対策計画（第8節から移動） 第14節 輸送計画（第9節から移動） 第15節 食料供給計画（第10節から移動） 第16節 給水計画（第11節から移動） 第17節 衣料、生活必需物資供給計画（第13節から移動） 第18節 石油類燃料供給計画（第14節から移動） 第19節 電力施設災害応急計画（第15節から移動） 第20節 ガス施設災害応急計画（第16節から移動） 第21節 上下水道施設対策計画（第12節から移動） 第22節 応急土木対策計画（第26節から移動） 第23節 被災宅地安全対策計画 第24節 住宅対策計画（第22節から移動） 第25節 障害物除去計画 第26節 文教対策計画（第21節から移動） 第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画（第24節から移動） 第28節 家庭動物等対策計画（第20節から移動） 第29節 応急飼料計画（第27節から移動） 第30節 廃棄物等処理計画（第19節から移動） 第31節 防災ボランティアとの連携計画（第33節から移動） 第32節 労務供給計画（第28節から移動） 第33節 職員派遣計画（第32節から移動） 第34節 災害救助法の適用と実施（第35節から移動）

章	節	主な修正内容
	(冒頭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要配慮者への配慮や、多様なニーズへの対応など基本法に規定された基本理念に対応した修正</li> </ul>
	第2節 災害情報通信計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時優先電話の留意事項について追加</li> <li>● 北海道総合通信局からの移動電源車等の借受について追加</li> </ul>
	第3節 災害広報・情報提供計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「災害広報計画」から「災害広報・情報提供計画」に変更</li> <li>● 各機関に共通する住民広報及び報道機関への協力について整理</li> <li>● 市の災害広報について具体化</li> <li>● 住民等に対する広報等の方法について、「緊急速報メール」等を追加</li> <li>● 安否情報の提供について追加</li> </ul>
	第4節 避難対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難勧告等の措置内容について記載</li> <li>● 避難措置における連絡・助言・協力及び援助について記載</li> <li>● 避難勧告等の判断基準を修正</li> <li>● 適切な手段及び避難支援等関係者の避難行動要支援者名簿を活用した情報伝達による避難行動要支援者に関する早期の避難行動促進への配慮について追加</li> <li>● 避難所における生活環境の整備について追加</li> <li>● 広域一時滞在に関し、避難所の管理者の位置づけを明確化</li> </ul>
	第7節 広域応援・受援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「広域応援計画」から「広域応援・受援計画」に変更</li> <li>● 第4章相互応援（受援）体制整備計画との間で平常時の取組と災害発生時の取組について整理</li> </ul>
	第10節 医療救護計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● DMA TとD P A Tの活動時期について追加</li> <li>● 救護班に薬剤師を追加</li> <li>● 臨時の医療施設に関する特例について追加</li> </ul>
	第13節 交通応急対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 放置車両対策について記載</li> </ul>
	第15節 食料供給計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北海道農政事務所の活動内容について修正</li> </ul>
	第17節 衣料・生活必需物資供給計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時要援護者を要配慮者に修正</li> </ul>
	第18節 石油類燃料等供給計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 北海道が石油連盟と締結した覚書に基づき内容を修正</li> </ul>
	第19節 電力施設災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 停電状況及び復旧見込等の周知方法にインターネットホームページを追加</li> </ul>
	第24節 住宅対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時要援護者を要配慮者に修正</li> <li>● 消防法第17条の規定の適用除外措置について追加</li> </ul>
	第26節 文教対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校施設の確保に関する記述を修正</li> </ul>
	第27節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」から「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」に変更</li> <li>● 死体を遺体に修正（死体見分等を除く）</li> <li>● 広域火葬の調整等について記載</li> <li>● 墓地、埋葬等に関する法律に規定する手続の特例を定めることができることについて追加</li> </ul>
	第28節 家庭動物等対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「飼養動物計画」から「家庭動物等対策計画」に変更</li> <li>● 飼養動物を家庭動物等に修正</li> </ul>
	第30節 廃棄物処理等計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害に伴い生じた廃棄物の処理処分について追加</li> <li>● 環境大臣が廃棄物処理特例地域に指定した場合における必要な措置について追加</li> </ul>
	第31節 災害ボランティアとの連携計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア団体・N P Oの活動環境の整備について変更</li> </ul>
	第33節 職員派遣計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「職員応援派遣計画」から「職員派遣計画」に変更</li> </ul>
	第34節 災害救助法の適用と実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害救助法の改正に伴う修正</li> </ul>
第8章 災害復旧計画	(冒頭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 章の標題を「災害復旧計画」から「災害復旧・被災者援護計画」に変更</li> </ul>
	第2節 被災者援護計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「被災者援護計画」を新設</li> <li>● 罹災証明書の交付について追加</li> </ul>

章	節	主な修正内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供について追加</li> <li>● 第5章から「災害義援金募集(配分)計画」の内容を移行</li> </ul>

## 2. 地震災害対策編

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「計画の効果的推進」から「計画推進に当たっての基本となる事項」に変更</li> </ul>
	第4節 計画の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本法改正や防災基本計画の修正を踏まえた、住民及び事業者の責務を整理</li> <li>● 災害緊急事態の布告があったときの協力について追加</li> <li>● 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進について追加</li> <li>● 住民運動の展開について各主体が連携した運動展開に向けた内容に整理</li> </ul>
第2章 災害予防計画	第2節 地震に強いまちづくり推進計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無電柱化の促進等、道路法改正に伴う修正</li> <li>● 指定避難所の安全性確保について記載</li> <li>● 廃棄物処理施設整備計画の策定による災害対策の強化について記載</li> <li>● ため池ハザードマップの推進</li> </ul>
	第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時要援護者を要配慮者に修正</li> </ul>
	第6節 相互応援(受援)体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「相互応援体制整備計画」から「相互応援(受援)体制整備計画」に変更</li> </ul>
	第9節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「災害時要援護者対策計画」から「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に変更</li> </ul>
	第12節 建築物等災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 崖地等に近接する建築物や大規模盛土造成地の安全性の確保について記載</li> </ul>
	第13節 土砂災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地滑り、崖崩れ等の文言の整理</li> </ul>
	第16節 業務継続計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務継続計画や災害時の拠点となる庁舎等の安全性の確保について記載</li> </ul>
	第17節 複合災害に関する計画 (新規項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実、防災関係機関相互の連携強化について記載</li> <li>● 図上訓練や実働訓練の実施に努めることやそれを踏まえた各種計画・マニュアル等の充実について記載</li> </ul>
第3章 災害応急対策	第2節 地震情報の伝達計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急地震速報の伝達と地震解説資料について修正し文言を整理</li> </ul>
	第4節 災害広報・情報提供計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「災害広報計画」から「災害広報・情報提供計画」に変更</li> </ul>
	第5節 避難対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋内での待避等の安全確保措置の指示を追加</li> </ul>
	第20節 家庭動物等対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「飼養動物計画」から「家庭動物等対策計画」に変更</li> </ul>
	第25節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「行方不明者の捜索及び死体の収容処理埋葬計画」から「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画埋葬計画」に変更</li> </ul>
	第27節 広域応援・受援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 標題を「広域応援計画」から「広域応援・受援計画」に変更</li> </ul>
第4章 災害復旧計画	(冒頭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 章の標題を「災害復旧計画」から「災害復旧・被災者援護計画」に変更</li> <li>● 災害復旧・被災・災害対策基本法(以下、「基本法」という。)の基本理念、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分による廃棄物処理、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づく被災地の復興を図るため必要となる措置について、記</li> </ul>

章	節	主な修正内容
		載を追加
	第1節 災害復旧計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 章の中に新たに「災害復旧計画」を節立て</li> </ul>
	第2節 被災者援護計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「被災者援護計画」を新設</li> <li>● 罹災証明書の交付について追加</li> <li>● 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供について追加</li> </ul>